

韓国代理人の来所と特許法の改正

2012年3月14日に、韓国の特許法人Korea n aから朴先生、李先生が来所され、韓米FTAの発効に伴い、3月15日から韓国特許法が改正されることをお聞きしました。

改正事項は、米国と同様に、

- ・登録遅延による特許権の存続期間延長制度が導入される
- ・新規性喪失の適用除外期間（Grace Period）が6ヶ月から12ヶ月に延長されることです。

詳しい情報が必要でしたら、お問合せ下さい。

[【お問い合わせフォーム】](#)

来所いただいた朴先生、李先生に感謝し、今後も交流を大切にして参ります。